

一般健康診断

【労働安全衛生法第66条第1項・第2項】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

【健康診断項目】

一 既往歴及び業務歴の調査	七 肝機能検査
二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	八 血中脂質検査
三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	九 血糖検査
四 胸部エックス線検査及び喀痰検査	十 尿検査
五 血圧の測定	十一 心電図検査
六 貧血検査	

※ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項の規定により、事業者は保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供しなければならない。

特殊健康診断

【労働安全衛生法第66条第2項】

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

労働安全衛生法における健康保持増進 (事業場における労働者の健康保持増進のための指針)

健康保持増進計画 (事業者が策定)

健康測定
産業医

生活状況調査

+

問診・診察・医学的検査

+

運動機能検査

第一段階

健康状況に応じた全般的な指導

第二段階

運動指導

運動指導担当者

運動指導プログラム作成

運動実践担当者

運動実践のための指導

保健指導

産業保健指導担当者

勤務形態や生活習慣に配慮した健康的な生活指導・教育

- ・睡眠
- ・喫煙
- ・飲酒
- ・口腔保健
- ・その他

メンタルヘルスケア

心理相談担当者

メンタルヘルスケアの実施

- ・ストレスに対する気づきの援助
- ・リラクゼーションの指導
- ・良好な職場の雰囲気づくり (相談しやすい環境等)

栄養指導

産業栄養指導担当者

食習慣、食行動の評価とその改善の指導

評価・改善

高年齢労働者対策について（現状）

昭和47年 労働安全衛生法	(中高年齢者等についての配慮) 第62条 事業者は、 <u>中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。</u>
昭和54年～ SHP	「 <u>中高年齢労働者の健康づくり運動（シルバーヘルスプラン）</u> 」策定 企業における自主的な取り組みを推進。特に健康管理に関する教育の徹底と健康状態に応じた運動指導を柱とし、支援のためのヘルスチェック、ヘルスケアトレーナーの養成等の事業を実施。
昭和63年～ THP	「 <u>事業場における労働者の健康保持増進のための指針（トータルヘルスプロモーションプラン）</u> 」を制定 第69条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。 →高齢化の進展に伴う高年齢労働者の運動機能等の低下を原因とする労働災害の増加などを背景
平成21年3月	高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル～チェックリストと職場改善事項
平成22年3月	高年齢労働者に配慮した職場改善事例（製造業）
平成22年3月 (委託事業/中災防)	高年齢労働者の身体的特性の変化による災害リスク低減推進事業に係る調査研究報告書
平成24年10月 (委託事業/陸災防)	高年齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き 高年齢になっても安全・健康に働くために
平成29年3月 (中災防)	高年齢労働者の活躍促進のための安全衛生対策－先進企業の取組事例集－
平成30年6月 (中災防+厚労省)	エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

高年齢労働者向けマニュアル （「エイジアクション100」）について（概要）

- 厚生労働省及び中央労働災害防止協会で作成（平成30年）
- 高年齢労働者の安全と健康確保のための取組を盛り込んだチェックリストにより、事業場での自主的な職場環境の改善を図っている。

チェックリストの項目（抜粋）

- 1 高年齢労働者の戦力としての活用
- 2 高年齢労働者の安全衛生の総括管理
- 3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策
 - (1) 転倒防止
 - (2) 墜落・転落防止
 - (3) 腰痛予防 等
- 4 高年齢労働者の作業管理
- 5 高年齢労働者の作業環境管理
視聴覚環境、寒冷環境等についての配慮
- 6 高年齢労働者の健康管理
 - (1) 健康診断
 - (2) メンタルヘルスケア 等
- 7 高年齢労働者に対する安全衛生教育
- 8 高年齢労働者の勤労条件
- 9 高齢期に健康で安全に働くことができるようにするための若年時からの準備
（エイジ・マネジメント）

労働者に対する安全衛生教育について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（雇入れ時等の教育）

第三十五条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。

五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

六 整理、整頓とん及び清潔の保持に関すること。

七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

（以下略）

安全衛生教育等推進要綱（平成3年1月21日付け基発39号）

教育等の対象者や教育等の種類、実施時期及び内容、実施体制、留意事項などを示したもの。

高年齢労働者についての記載：

高年齢労働者については、高年齢向けの機器の開発、職場環境の改善、適正配置とともに、高年齢労働者自身の安全衛生に対する意識付けが重要である。

このため、経営トップ等に対する教育等の実施に当たっては、高年齢労働者の労働災害の現状と問題点、高年齢労働者の転倒災害等の労働災害防止対策、高年齢労働者の能力に応じた適正配置に関する事項を含めて実施する。機械設備の設計・製造を担当する者に対しては、高年齢者の心身機能等に配慮すべき事項を含めた教育等を実施する。

また、一定年齢に達した労働者に対しては、加齢に伴う心身機能の低下の特性、心身機能に応じた安全な作業方法に関する事項についての教育等を実施する。

なお、高年齢労働者の安全衛生教育等においては、対象者の理解度に応じて、反復学習の機会を与えることが望ましい。

労働者に対する安全衛生教育について

安全衛生教育等の実施状況 (平成29年労働安全衛生調査(実態調査))

	正社員	正社員以外 (派遣労働者を除く)	派遣労働者
実施している	79.8%	76.4%	76.8%
実施していない	20.2%	23.6%	23.2%

「実施している」を100として



教育の実施内容 (複数回答)

